

社会地質学会表彰規定

(2009年12月4日, 評議員会にて決定)
(2010年12月3日, 評議員会にて改正)
(2012年1月24日, 評議員会にて改正)
(2015年11月27日, 評議員会にて改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は社会地質学会の目的を鑑み, 社会地質学会会則第3条第1項第3号に基づき, 環境地質学等の発展に貢献する, 優れた業績をあげた会員等の表彰に係わる事項を定める.

(賞の名称)

第2条 本学会に, 社会地質学会論文賞, 社会地質学会優秀講演賞, 社会地質学会奨励賞及び社会地質学会功労賞(以下「論文賞」, 「講演賞」, 「奨励賞」及び「功労賞」と略称する)を設ける.

(論文賞)

第3条 論文賞は, 表彰年度の前年度までの3年間に発行された会誌「社会地質学会誌」(以下, 会誌と略す)に掲載された原著論文のうち, 環境地質学等の発展や進歩に貢献する特に優れた著述を行ったものに授与する.

(講演賞)

第4条 講演賞は, 表彰年度の環境地質学シンポジウムにおいて, 環境地質学等の発展や進歩に貢献する優れた研究発表(口頭発表・ポスター発表)を行った正会員に対して授与する.

(奨励賞)

第5条 奨励賞は, 表彰年度の環境地質学シンポジウムにおいての研究発表(口頭発表・ポスター発表)のうち, 優秀な成果が期待される意欲的な発表した学生や大学院生, 研究生等若手研究者に対して授与する.

(功労賞)

第6条 功労賞は, 環境地質学等の発展や学会活動に貢献した正会員や法人会員に授与する.

第2章 受賞者の選考

(論文賞選考委員会)

第7条 論文賞受賞候補者を選考するため, 論文賞選考委員会をおく. 論文賞選考委員会は論文賞の受賞候補者を選考し, 選考理由を付して評議員会に報告する.

(推薦)

第8条 正会員は, 論文賞選考委員会に対して論文賞受賞候補者を推薦することができる.

(講演賞及び奨励賞の選考)

第9条 講演賞及び奨励賞の選考は、環境地質学シンポジウム会場において、参加者等の投票等により決定される。

(功労賞の選考)

第10条 功労賞受賞候補者は幹事会により選考される。

(受賞者の決定)

第11条 評議員会は、論文賞選考委員会から報告された論文賞受賞候補者並びに幹事会から推薦された功労賞受賞候補者をもとに、受賞者を決定する。

第3章 授賞式等

(選考結果の報告)

第12条 論文賞選考委員長並びに幹事長は、評議員会の審議結果を踏まえて各々論文賞及び功労賞受賞者の選考経過と結果を総会に報告する。

(授賞式)

第13条 論文賞及び功労賞の授賞式は総会で行う。また、講演賞及び奨励賞の授賞式は環境地質学シンポジウムにおいて実施する。

(その他)

第14条 本規定に定めるもののほか、必要事項は内規として別に定める。

(規定の変更)

第15条 本規定の変更には評議員会の承認を必要とする。

付 則

第1条 本規定は公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の翌年度から施行する。

第2条 第3条の選考対象となる論文の期間は、選考開始後3年間に限り創刊号から表彰年度の前年度までの期間に発行された会誌を対象とする。

第3条 第3条の選考開始は、評議員会により決定され、会員に通知される。